

みんなで考えよう 家庭の排水

わたしたちが毎日の暮らしの中で使った水はその後どのようになるのでしょうか。

川をきれいに!



下水道などに接続している場合や合併処理浄化槽を設置している以外は、台所や風呂、洗濯に使われた水は未処理でそのまま、周辺の河川、水路などに流されています。この台所や洗濯機などからの生活排水が、河川などの水質汚濁の原因の大部分を占めていることを知っていますか？みなさん、水環境について、日常生活を振り返ってみましょう。

合併処理浄化槽とは…水中の微生物の働きを利用して、台所・洗濯・お風呂などの生活排水をし尿とあわせて処理する浄化槽のこと

台所・洗濯機などからの排水は大丈夫ですか？

私たちの日常生活で、1人が1日に使う水の量は約200ℓで浴槽1杯分にあたります。

家庭からの水質汚濁の原因となる排水は、1位が台所、2位は水洗トイレ、3位は洗濯や風呂などですが、台所排水では主に油が汚濁の原因となっており、コップ1杯の油(100ml)を捨てただけで、魚がすめるきれいな水にするために、浴槽100杯分の水(2万ℓ)が必要とされます。

生活排水は下水道もしくは合併処理浄化槽に

お近くに下水道が通っている場合は、生活排水はすべて下水道に流すように、下水道が通っていない地域にお住まいの場合は、合併処理浄化槽の設置をお願いします。

その他にも、わたしたちが身近にできることを心がけることが重要です。

毎日の暮らしの中で、きれいな水を守るために、生活排水についてきちんと考えてみませんか？

ちょっとした心づかいをしよう!

【台所で】

- ・使った油は流しに流さず、ごみと一緒に出す
- ・なべや皿のひどい汚れは紙でふいてから洗う
- ・三角コーナーには細かいネットをかぶせる



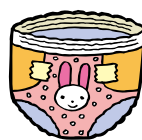
【洗濯で】

- ・無リン洗剤を使う
- ・洗剤はかならず適量をはかって使う
- ・漂白剤は適量を使う



【トイレで】

- ・紙おむつ、衛生用品、たばこの吸い殻を流さない



県環境整備課ホームページより

【お問い合わせ】環境保全課 ☎951-3229

第18回 那覇の景観賞公募

屋外広告物部門

すてきな那覇
見つけませんか?

「都市景観賞」は都市景観に調和し、個々の素材、形態の自由な表現、そして緑の演出でうるおいと風格のある街並みを形成している魅力ある建築物、工作物、屋外広告物、広場、その他の物件に対して表彰を行っています。今回の都市景観賞は「屋外広告物」を対象とし表彰を行います。自薦・他薦は問いませんので、那覇市域内において、優れた都市景観の形成に著しく寄与していると思われる屋外広告物を推薦してください。

【応募期間】平成26年6月2日(月)～7月18日(金)

【応募用紙配布場所】本庁舎(1Fロビー、9F都市計画課)、各支所(小禄・首里・真和志) 詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】都市計画課 都市デザイン室 ☎951-3246

HP: <http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/tokei/index.html>



住民票や所得証明を発行するために窓口を訪れると必ず「ご本人さま確認」が求められます。「私が本人だって言っているから間違いない!」と言いたいところですよ。市で管理する個人の情報は、本人であれば原則無条件に証明を出すことができます。しかし窓口では、Aさんが自分の証明書をもらうために、「Aさんである」という事を確認できなければ証明書を提出することができないのです。実は市で発行する証明書は、違法に売買される例があり、勝手に身元保証人にされたり、振り込み詐欺口座の開設に悪用されるケースもあります。これらに対処する

あなたはご本人?!

～窓口の本人確認～

方法としては、窓口でしっかりと本人確認を行うことが求められます。そこで、窓口では身分証明書で「顔」の確認をします。それから住所、氏名、生年月日を確認するので、本人確認は写真付きの身分証明書がいちばん良いということとなります。運転免許証以外ではパスポート、写真付きの住民基本台帳カード(ハイサイ市民課にて500円で作成)を証明書としてお勧めします。また、写真付きでも官公署発行の身分証明書でないとは本人確認ができたとは認められない場合がありますので市民のみなさんご協力をお願いします。

住民基本台帳カードについて

問 ハイサイ市民課 ☎862・3274

環境
トピック

環境にやさしい
生活をしよう

屋上・壁面緑化に最大で
70万円の助成金!

市内の建物で新たに屋上・壁面緑化を行う建築物所有者などに対し、予算の範囲内で材料費もしくは工事費の一部を助成しています。 ※必ず、工事着手前に環境政策課までお問い合わせください。

助成金の対象事例



助成金の対象物 那覇市内の建築物	助成金額 助成金の総額は70万円を上限とする
①屋上緑化工事 緑化面積3㎡以上	緑化面積×10,000円 (上限は50万円)
プランター類 合算面積1㎡以上 (深さ40cm以上)	合算面積×5,000円 (上限は20万円)
屋上緑化工事とプランター設置工事を 両方施工しても上限は50万円です。	
②壁面緑化工事 緑化面積3㎡以上	緑化面積×5,000円 (上限は20万円)
*但し、上記計算額(①・②)と各工事費の50%とを比較し、いずれか小さい金額を助成します。	

太陽光発電システム



補助金額: 一律3万円
補助対象システム:
・住宅の屋根等への設置に適した最大出力10kw未満のシステム
・電力会社との契約を締結することが出来ること
・未使用で、リース契約によるシステムではないこと
補助対象経費:
システムの設置に要する費用(モジュール、架台、工事に関する費用など)

太陽熱利用システム



補助金額:
設置費用の10分の1または、3万円のいずれか少ない金額
補助対象システム:
・自然循環型太陽温水器または、強制循環型ソーラーシステムのいずれかの機器であること
・未使用で、リース契約によるシステムではないこと
補助対象経費:
システムの設置に要する費用

【お問い合わせ】環境政策課 ☎951・3330

市では、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保護についての意識啓発を図ることを目的として、太陽光発電システムや太陽熱温水器などを新たに設置する方を対象に、設置費用の一部を補助します。

太陽熱利用システム…屋根などに設置した太陽集熱器で太陽の熱エネルギーを集め、水や空気などを暖めるもの。給湯(台所、お風呂など)や冷暖房に利用可

太陽光発電…住宅の屋根などに設置し、太陽の光を利用して発電する環境に優しい自然エネルギーのこと

太陽光発電システム・
太陽熱温水器設置に
一部補助があります!